

契 約 条 項

■第一条 引き渡し条件

弊社はお客様に対して、動物愛護管理法を遵守し、ペットの終生飼養義務を負うこと。また決して虐待行為を行わず、心身ともに健やかに、家族同様に責任を持って共に暮らしていただくことを条件としてペットをお引き渡しいたします。

■第二条 医療保障

- 1項 弊社では、お客様へのペットの引き渡し後 14日以内(引き渡し日を含む)に感染症その他の疾患を発症した場合の治療費に関し、提携動物病院での治療に限り、1日につき最大 2,000円を通院日から10日分までを限度として負担いたします。
- 2項 虐待行為などお客様の故意や過失によるペットの怪我や病気、または先住ペットについての検査費用や治療費については保障の対象外となります。

■第三条 死亡及び先天性疾患による契約解除

- 1項 弊社では、以下の(1)及び(2)の事由が発生した場合、お客様との契約を解除し、ご契約の代金相当額を上限として返金いたします。
(1)(死亡の場合)お客様へのペットの引き渡し後15日以内に、ペットが死亡した場合(虐待行為などお客様の故意または過失による場合は除きます)
(2)(先天性疾患の場合)お客様へのペットの引き渡し後 90日以内に、ペットとしての生活に支障をきたし、且つ生命に係わる重大な先天性疾患(脳障害、心疾患、てんかん発作等)があると診断された場合(ただし、以下の場合は除く)
(対象外の事由)☐でべそ、鼠径ヘルニア・☐陰嚢丸・☐狼爪・☐歯の不整合(オーバーショット、アンダーショット)・☐膝蓋骨脱臼(パテラ)・☐頭頂部の小さな窪み(ペコ)・☐標準サイズ以上、以下の発育・☐成長に伴う容姿や毛色毛質の変化・☐愛玩目的以外
- 2項 前(1)及び(2)を適用するにあたっては、弊社指定の獣医師作成による診断書をお客様にご提出いただき、弊社が審査いたします。

■第四条 血統書の発送

- 1項 弊社は、ペットの血統書を契約後3か月以内にお客様登録のご住所へ発送いたします。

■第五条 弊社の動物愛護管理法に違反する行為への対応

- 1項 お客様は、動物愛護管理法を遵守してペットを飼養するものとします。
- 2項 お客様による動物虐待、飼育放棄など動物愛護管理法に違反する行為や、状況を弊社が認知した場合には、ペットの保護のための措置(お客様への指導、行政機関への通報など)をとらせていただきます。

■第六条 弊社へのご連絡と協議

- 1項 お客様の登録内容の変更があった場合や、その他ご不明な点等がございましたら下記お客様相談センターへご連絡ください。
- 2項 契約条項に記載されていない問題が発生した場合には、弊社とお客様で誠実に協議することとします。
- 3項 本契約条項は、お客様の法律上の権利(契約不適合責任または債務不履行に基づく請求等)の行使を妨げるものではありません。

☐以上の内容について、すべて説明を受け、理解いたしました。

年 月 日 ご署名

契約内容および契約前の確認書説明者

店舗名

ペットファースト株式会社

〒153-0063 東京都目黒区目黒1-24-12 オリックス目黒ビル9F

[お客様相談センター] TEL:0570-04-1122 / MAIL:cs@pfirst.jp

電話受付時間:月～金曜日 10:00～18:00(土日祝・年末年始を除く)



提携病院一覧